

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
経営支援課	地方創生起業支援事業費補助、信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、中小企業被災資産復旧事業費補助、被災中小企業重層の支援事業費補助、成功店モデル創出・波及事業費補助、次世代経営者育成事業費補助、小規模事業者支援推進事業費補助、地域企業再建支援事業費補助、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助	経営支援課	地方創生起業支援事業費補助、信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、中小企業被災資産復旧事業費補助、被災中小企業重層の支援事業費補助、成功店モデル創出・波及事業費補助、次世代経営者育成事業費補助、小規模事業者支援推進事業費補助、 <u>新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業費補助</u> 、 <u>新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給</u> 、 <u>新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給</u> 、 <u>地域企業経営継続支援事業費補助（市町村に係る補助金に限る。）</u> 、地域企業再建支援事業費補助、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助
[略]		[略]	
定住推進・雇用労働室	移住促進事業費補助、地方創生移住支援事業費補助、公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、求人情報発信支援事業費補助、U・Iターン中核人材就業支援事業費補助、いわて働き方改革等推進事業費補助、事業復興型雇用創出事業費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設整備費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び岩手県職業能力開発協	定住推進・雇用労働室	移住促進事業費補助、地方創生移住支援事業費補助、公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、求人情報発信支援事業費補助、U・Iターン中核人材就業支援事業費補助、いわて働き方改革等推進事業費補助、事業復興型雇用創出事業費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、 <u>新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助</u> 、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設整備費補助（全県域を活動区域とする

	会補助		団体に係る補助金に限る。)及び岩手県職業能力開発協会補助
[略]		[略]	
観光・プロモーション室	地域なりわい再生緊急対策交付金、みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助及び旅館等耐震改修利子補給補助	観光・プロモーション室	地域なりわい再生緊急対策交付金、みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助、 <u>旅館等耐震改修利子補給補助及び観光宿泊施設緊急対策事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			